

6 文科高第 1 0 4 6 号
令和 6 年 9 月 3 0 日

各文部科学大臣所轄学校法人理事長
各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省高等教育局私学部長
浅 野 敦 行

令和 7 年度以降の私立学校振興助成法施行規則第 2 条第 4 号に
掲げる所轄庁が定める書類について（通知）

このたび、私立学校法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 21 号）による改正後の私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 4 項の規定に基づき、文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が文部科学大臣に提出する書類のうち、令和 6 年 9 月 30 日に公布された私立学校振興助成法施行規則（令和 6 年文部科学省令第 29 号）第 2 条第 4 号に掲げる「所轄庁が定める書類」について、文部科学省告示第 132 号（以下「本告示」という。）をもって別添のとおり定められたのでお知らせします。ついては、下記の点を十分御留意のうえ、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

各都道府県知事におかれましても、私立学校振興助成法施行規則第 2 条第 4 号の規定に掲げる所轄庁が定める書類について、本告示を参考としつつ、適切にお取り計らいください。

なお、本告示の施行のために必要な通知等については、今後、随時発出することとしています。

記

第一 本告示の概要

文部科学大臣を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第 2 条第 4 号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第 5 条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とすること。

第二 施行日等

本告示は令和7年4月1日から施行し、令和7年度に係る書類の提出から適用すること。令和6年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書については、なお従前の例によること。

第三 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が文部科学大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件（平成27年文部科学省告示第73号）の廃止

文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が文部科学大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件（平成27年文部科学省告示第73号）は、廃止すること。

別添資料

【別添1】文部科学大臣を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類（令和6年文部科学省告示第132号）

【本件担当】

文部科学省高等教育局私学部参事官付財務調査係

電話：03-5253-4111（内線2539）

メールアドレス：sigsanji@mext.go.jp

○文部科学省告示第百三十二号

私立学校振興助成法施行規則（令和六年文部科学省令第二十九号）第二条第四号の規定に基づき、文部科学大臣を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定める。

令和六年九月三十日

文部科学大臣 盛山 正仁

文部科学大臣を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に掲げる所轄庁が定める書類

文部科学大臣を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和七年四月一日から施行し、令和七年度に係る書類の提出から適用する。

（文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が文部科学大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付す

る監査報告書に係る監査事項を指定する等の件の廃止)

2 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が文部科学大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件(平成二十七年文部科学省告示第七十三号)は、廃止する。

(文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が文部科学大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件の廃止に伴う経過措置)

3 令和六年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書については、なお従前の例による。